

危機管理マニュアル2

学生・教職員等の派遣後・危機発生時における危機管理

[大学・担当教職員が行うこと]

1. 危機のケースと基本的な対応方針

1-1 危機のケース

渡航者が現地で遭遇することが想定される重大な危機には、主に以下のものが考えられる。

- ・ 重大な天災、テロ、暴動、事件・事故に巻き込まれ、渡航者が生死不明になる場合
- ・ 傷病、事件・事故等により、渡航者が危篤な状態となるか又は死亡した場合
- ・ 渡航者が事件・事故の加害者もしくは容疑者となった場合

1-2 危機発生時の基本的対応方針

危機発生時のケース、レベルごとに危機管理は異なるが、いずれの場合も、大学は、危機が発生した場合は速やかに、渡航者（渡航者本人が加害者となった場合は被害者）の安否確認に努めなければならない。

その後、渡航者の状況により、大学として以下2や3の対応を行うこととする。

なお、危機発生時における安否確認方法や情報伝達の協力について、渡航先大学等と、事前の確認や依頼を行っておくことが望まれる。

また、渡航の実施、中止、延期、継続、途中帰国の判断については、8ページ以降の判断基準（ガイドライン）を参考に、学長が行う。

2. 危機のケース別対応方法

2-1 渡航者が、重大な天災、テロ、暴動、事件・事故に巻き込まれ、生死不明になった場合（生死は明らかになったが、事件・事故等の解決がついていない場合：例えばハイジャック事件が発生し、膠着状態が続いている場合等を含む。）

⇒「国立大学法人豊橋技術科学大学における危機管理に関する規程」に基づき、原則として「国際交流等に伴う危機対策本部（以下「対策本部」という）」を設置して対応に当たる。

2-2 渡航者が、傷病に罹患するか、事件・事故等に遭遇し、本人の生存あるいは死亡が確認された場合

⇒「国立大学法人豊橋技術科学大学における危機管理に関する規程」に基づき、対策本部を設置するか否か、学長が決定する。

対策本部を設置する場合においては、対策本部において適宜対応に当たる。

対策本部を設置しない場合においては、担当部署において適宜対応に当たる。

2-3 渡航者が、事件・事故の加害者もしくは容疑者となった場合

⇒「国立大学法人豊橋技術科学大学における危機管理に関する規程」に基づき、対策本部を設置するか否か、学長が決定する。

対策本部を設置する場合においては、対策本部において事件や事故の解決に向けて関係機関等に協力するとともに、関係機関等の協力を得ながら、大学として被害者に対し誠意ある対応を心掛ける。

対策本部を設置しない場合においては、担当部署において、事件や事故の解決に向けて関係機関等に協力するとともに、関係機関等の協力を得ながら、大学として被害者に対し誠意ある対応を心掛ける。

3. 対策本部の設置・未設置ごとの対応方法

3-1 対策本部を設置する場合

原則として以下の方法により対策本部を設置し、対策本部において情報の収集・関係機関等との連絡、及び必要な危機対応を行う。

ア 対策本部の設置

- ・ 学長は、危機事象の対処のために必要と判断したときは、速やかに当該事態に係る対策本部を設置するものとする。ただし、学長が出張等により不在の場合は、学長があらかじめ指名する者が、「国立大学法人豊橋技術科学大学における危機管理に関する規程」及び本マニュアルに基づき、対処するものとする。
- ・ 対策本部の組織及び担当業務内容は、「豊橋技術科学大学における国際交流等に伴う危機対策本部組織図：別表2」のとおりとする。
- ・ 対策本部の設置場所は、原則として事務局とし、対策本部員は直ちに対策本部へ集合する。
- ・ 対策本部員は、対策本部の運営、情報の収集、関係機関との連絡に必要な設備・施設等を速やかに整備する(国際通話が可能な電話機器及び回線の確保、その他必要な備品の設置等)。

イ 情報の収集、関係機関等との連絡

- ・ 対策本部員は、「海外留学時等の危機管理体制(別表1)」及び「事件・事故等発生時の連絡体制：別表3」に基づき、危機の発生状況、当該学生・教職員の正確な被害状況等の情報収集に務める。
- ・ 対策本部員は、収集した情報について適宜、本部長へ報告する。

ウ 対応の判断と決定及び実施

- ・ 本部長は、当該学生・教職員の状況や現地情報により、現地対応のための本学教職員の派遣の必要性を検討し、決定する。現地対応のため教職員を派遣する場合、本部長は直ちに派遣者を決定するものとする。
- ・ 対策本部の手配・渉外担当は、現地対応のための教職員及び現地へ渡航する学生・教職員の家族のパスポート取得及び航空券・ホテル確保等、必要なサポートを行うものとする。
- ・ 現地対応のために派遣された教職員は、現地大学の担当者、在外公館、警察や病院等の関係

- 機関等と相談の上、適切な対応方法を検討し、本部長及び対策本部と連携して対応を進める。
- ・ 対策本部の手配・渉外担当は、危機発生について速やかに関係する保険会社に連絡するとともに、必要な手続きを進める。
 - ・ これらの他、本部長は、関係機関との連絡調整や広報等、必要な対応を検討、決定し、対策本部員へ対応を指示する。

3-2 対策本部を設置しない場合

原則として以下の方法により、関係教職員が情報収集に務め、関係機関等との連絡及び必要な危機対応を行う。

ア 情報の収集、関係機関等との連絡

- ・ 関係教職員が、「海外留学時等の危機管理体制（別表1）」及び「事件・事故等発生時の連絡体制：別表3」に基づき、危機の発生状況、当該学生・教職員の正確な被害状況等の情報収集に務める。
- ・ 関係教職員は、収集した情報について適宜、学長へ報告する。

イ 対応の判断と決定及び実施

- ・ 学長は、当該学生・教職員の被害状況や現地情報に基づき、現地対応のための本学教職員の派遣・対応の必要性を検討し、現地対応のための教職員を派遣する場合、学長が直ちに派遣者を決定する。
- ・ 派遣を担当する事務局及び関連事務局は、現地対応のため教職員及び渡航者の家族が現地へ渡航する場合は彼らのパスポート取得及び航空券・ホテル確保等、必要なサポートを行う。
- ・ 現地対応のために派遣された教職員は、現地大学の担当者、在外公館、警察や病院等の関係機関等と相談の上、適切な対応方法を検討し、適宜、大学（関係部署）と連携して対応を進める。
- ・ 担当事務局は、危機発生について速やかに関係する保険会社に連絡するとともに、必要な手続きを進める。
- ・ 関係教職員は、上記の対応について適宜、学長へ報告する。
- ・ これらの他、学長は、必要に応じて、関係機関との連絡調整や広報等、必要な対応を検討、決定し、関係教職員へ対応を指示する。
- ・ 関係教職員は、必要に応じて適宜、国際交流センター、国際課の協力を得ることとする。

4. 渡航の実施、中止、延期、継続、途中帰国の判断基準（ガイドライン）

渡航の実施、中止、延期、継続、途中帰国の判断については、学長が状況を総合的に斟酌して行うものとする。なお、以下に（１）派遣国・地域の事情、（２）派遣先大学等の諸事情、（３）個人的事情別に基本的な対応を示す。

4-1 派遣国・地域の事情〔外務省の海外「危険情報」（４カテゴリー）と対応〕

派遣国・地域の事情を判断する基準としては、例えば、外務省が提供する海外「危険情報」や「感染症危険情報」がある。

海外「危険情報」は、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域に発出される情報で、その国の治安情勢やその他の危険要因を総合的に判断し、それぞれの国・地域に応じた安全対策の目安となる。対象地域ごとに、次の４カテゴリーによる安全対策の目安が示される。この海外「危険情報」は法令上の強制力をもって渡航を禁止したり、退避を命令したりするものではないが、渡航の実施、中止、延期、継続、途中帰国について判断する際の基準の一つとなる。

< ４カテゴリーと本学の対応（目安） >

- ・ 「レベル１：十分注意してください。」その国・地域への渡航，滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。
⇒本学の対応：海外留学・外国出張等について、実施、継続するが注意を払う。
- ・ 「レベル２：不要不急の渡航は止めてください。」その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに十分な安全対策をとってください。
⇒本学の対応：海外留学・外国出張等について、延期もしくは中止を基本方針とする。
- ・ 「レベル３：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。（場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。）
⇒本学の対応：海外留学・外国出張等について、中止、途中帰国する。
- ・ 「レベル４：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。
⇒本学の対応：海外留学・外国出張等について、中止、即刻帰国する（渡航者が、退避勧告を無視した場合の対応については、その都度関係機関と協議し、検討する。）

（参考）海外渡航時に安全情報が収集できる主なウェブページ

- ・ 外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)
- ・ 外務省「海外安全ホームページ」 (<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>)
- ・ 厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>)
- ・ 在外公館医務官情報「世界の医療事情」 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/>)
- ・ 「FORTH (For Traveller's Health) 海外渡航者のための感染症情報」 (<http://www.forth.go.jp/>)
- ・ 厚生労働省検疫所ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/sisetu/ken-eki.html>)

- ・ 労働者健康安全機構 (<https://www.johas.go.jp/>)
- ・ 国際協力機構 (JICA) (<http://www.jica.go.jp/>)
- ・ 国立感染症研究所「感染症情報センター (IDSC)」 (<http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>)

4-2 派遣先大学等の諸事情

渡航者が以下の事情に置かれた場合、原則として、渡航の中止、延期又は途中帰国させる。

- ・ 派遣先大学において、学業を実施もしくは継続することが不可能となった場合（学力不足、自然災害、大学の倒産など）
- ・ 派遣先大学から停学処分や退学処分等が下された場合
- ・ 派遣国・地域の自然環境の悪化等により、渡航者の生活維持が困難になった場合または困難になることが容易に想定される場合

4-3 個人的事情

ア 病気・怪我による場合

- ・ 渡航者が、病気や怪我により1か月以上の入院治療（緊急の場合を除く。）が必要となった場合は、原則として途中帰国させる。透析やリハビリなど、自宅療養が必要となった場合にも健康管理を優先し、帰国させることが望ましい。
- ・ 渡航者に渡航の継続が困難となりうる精神疾患が確認された場合、医師やカウンセラーの所見を参考にし、原則として途中帰国させる。
- ・ なお、派遣国・地域によって医療体制や医療保険制度が異なることから、入院、手術、治療に要する医療費負担も考慮し、渡航者を一時帰国させて日本で治療するよう指導するものとする。

イ 犯罪による場合

- ・ 渡航者が刑事事件・民事事件の加害者または被害者となった場合、または指定薬物等の依存症に罹患した場合は、派遣国の関係法令に基づき処遇されるため、対応については、大学が在外公館等と連絡・相談の上、適切に判断するものとする。